

東海聖書神学塾・聴講に関する規則

1 教会が推薦する教会奉仕者にのみ聴講を認めます。

- 1) 本塾は、教会が推薦する教会奉仕者にのみ聴講を認めます。
 - 信徒の聴講生資格は塾生の入塾資格に準じますが（新生した者であること。受洗後1年以上の忠実な教会生活等）、召命と学歴は問いません。
- 2) 提出書類（每学期開始1ヶ月前までに、聴講の申し込みをして下さい）
 - 本人記入・送付分——聴講申し込み書
 - 教会、牧師記入・送付分—教会役員会推薦状（役員会代表）、牧師推薦状及び、教会員推薦状（教会役員以外の方で本人を客観的に評価でき、推薦できる教会員一名）
 - 注—但し、牧師（宣教師）先生および牧師（宣教師）夫人が聴講を希望する場合は、教会役員会の承認書だけで結構です。規定の書式はありません。各教会の役員会で作成し、教会役員会代表者の署名、捺印の上、每学期開始1ヶ月前までに、提出して下さい。

2 聴講に関する主な方針と規則

- 1) 本塾は牧師（宣教師）と牧師（宣教師）夫人の聴講を認めます。
 - ①牧師（宣教師）と牧師（宣教師）夫人とは、原則的に1学期単位で、基礎科と専門科のどのクラスでも聴講できます。
 - ②1学期に2課目までの聴講を限度とします。
 - ③聴講年数は限定しません。
 - ④指定献金の納入義務は課しません。
 - ⑤塾舎指定献金は、塾生が納入する指定献金と同額です。
- 2) 本塾は、教会が推薦する信徒の教会奉仕者の聴講を認めます。
 - ①聴講生には入塾試験はありませんが、必要書類の提出と本塾との面接が必要です。
 - ②信徒は、1学期単位で、基礎科のクラスで運営委員会が許可する授業のみ聴講できます。
*本人の希望だけでは聴講できません。必ず教会役員会の承認と推薦を受けて下さい。
 - ③聴講希望者は、每学期開始1ヶ月前までに、聴講の申し込みをして下さい。
 - ④信徒の聴講は、原則的に、本人の現在及び将来の、教会における奉仕のために、必要な課目（1学期に1～2課目）だけの聴講を認めます。全課目の聴講はできません。また、聴講課目は本人との相談の上、運営委員会で決定します。
 - ⑤聴講料は、塾生が納入する指定献金（授業料）と同額です。
 - ⑥塾舎指定献金も、塾生が納入する指定献金と同額です。
 - ⑦聴講生が将来塾生として入塾を許可された場合は、出席日数（5分の4以上）があり、レポートを提出し、試験に合格していれば、聴講した課目の単位は取得したものと認められます。将来入塾を考えている聴講生は、担当教師にその願いを伝えてください。
 - ⑧聴講生には入塾試験はありませんが、本塾の運営委員会との面接が必要です。
 - ⑨信徒の聴講年数は、最長2年間です。

3) 本塾は、本塾の修了生と卒業生の聴講を認めます。

①修了生と卒業生が聴講を希望する場合には、聴講申し込み書（本人記入）と教会役員会推薦状（役員会代表記入）と牧師推薦状を提出してください。

②聴講希望者は、毎学期開始1ヶ月前までに、聴講の申し込みをして下さい。

③女性奉仕者コースの修了生は、1学期単位（1学期に1～2課目）で、基礎科のクラスのみ聴講できます。

女性奉仕者コースの修了生が、基礎科のクラスを聴講する場合、

a) 聴講料は、塾生が納入する指定献金（授業料）と同額です。

b) 塾舎指定献金も、塾生が納入する指定献金と同額です。

c) 聴講生が将来信徒奉仕者コースへの入塾を許可された場合は、出席日数（5分の4以上）があり、レポートを提出して、試験に合格していれば、聴講した課目の単位は取得したものと認められますので、担当教師にその願いを伝えてください。

d) 聴講年数は、最長2年間です。

④信徒奉仕者コースの卒業生は、1学期単位（1学期に1～2課目）で、基礎科のクラスおよび運営委員会が許可する専門科のクラスを聴講できます。

信徒奉仕者コースの卒業生が、聴講する場合、

a) 聴講料は、塾生が納入する指定献金（授業料）と同額です。

b) 塾舎指定献金も、塾生が納入する指定献金と同額です。

c) 聴講年数は限定しません。

⑤教職志願者コースの卒業生は、アドヴァンスコースを受講できます。

教職志願者コースの卒業生が、アドヴァンスコースを受講を希望する場合には、教会役員会の承認書だけを提出すれば十分です。規定の書式はありません。各教会の役員会で作成し、教会役員会代表者の署名、捺印の上、本塾へ送付して下さい。

a) 受講料（研究科指定献金）は、1年間10回分で2万円（1万円ずつ前納）です。

b) 塾舎指定献金は、塾生が納入する指定献金と同額です。

⑥教職志願者コースの卒業生や牧師夫人講座の修了生は、原則的に1学期単位で、基礎科と専門科、また女性科のどのクラスでも聴講できます。

教職志願者コースの卒業生や牧師（宣教師）夫人が聴講を希望する場合は、教会役員会の承認書だけを提出すれば十分です。規定の書式はありません。各教会の役員会で作成し、教会役員会代表者の署名、捺印の上、毎学期開始1ヶ月前までに、提出して下さい。

a) 1学期に2課目までの聴講を限度とします。

b) 指定献金の納入義務は課しません。

c) 塾舎指定献金は、塾生が納入する指定献金と同額です。

d) 聴講年数は限定しません。

*その他本塾の聴講に関する詳細は、本塾の運営委員会へお問い合わせ下さい。